

### 質問項目に対する回答について

○ 平成 29 年 4 月 27 日付「質問項目」に対して、次のとおり回答いたします。

1) 「番号制度概要に関する FAQ」Q2-3-2 の「なお、記載がない場合、後日、税務署から連絡をさせていただく場合があります。」について。

「連絡」がマイナンバー詐欺等に悪用されないための記載の変更内容や連絡方法の検討。

(回答)

先般（平成 29 年 3 月 3 日）、Q2-3-2 の「記載がない場合、後日、税務署から連絡をさせていただく場合があります」の記載について、「マイナンバー詐欺を誘発するおそれがある」とのご指摘を踏まえ、現在は、「電話で直接マイナンバー（個人番号）を聞くことはありませんので、税務職員を装った不審な電話にはくれぐれもご注意ください」の文言を追加したところです。

いずれにしても、申告書等へのマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、税務関係書類に番号を正確に記載した上で提出いただくよう、適切な周知・指導に努めてまいります。

2) 「源泉所得税関係に関する FAQ」Q1-13 の、従業員からマイナンバーの提供を拒否された経過等の記録について。この記録の目的（特定個人情報保護のためか、それとも源泉徴収義務の履行の確認のためか。後者の場合、それは税務調査か）および記録の何を確認するのか（拒否の理由を確認すると思調査にならないか）

(回答)

所得税法においては、従業員が源泉徴収義務者である勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する場合には、当該申告書に従業員等のマイナンバーを記載することとされており、また、勤務先は、一定の給与所得者に関して、従業員等のマイナンバーを記載した「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出することとされています。

このため、「源泉所得税関係に関する FAQ」Q1-13 においては、従業員からマイナンバー（個人番号）の提供を拒否された場合には、まず、「従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法令で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。」と説明しているところです。

しかしながら、従業員に対してマイナンバーの提供を求めたが、提供がされなかった場合は、源泉徴収義務者において上記の税法上の手続が行われていない状況となることから、そのことを明らかにしておく意味において、マイナンバーの提供を求めた経過等の記録、保存を行うようお願いしているものです。

また、特定個人情報保護の観点から、マイナンバーの提供を受ける個人番号関係事務実施者は、マイナンバーを安全管理措置のもと適切に管理する必要があることから、マイナンバーの管理状況を明らかにする意味においても、経過等の記録、保存をお願いしているものです。

**3) 金融機関での個人番号の記載について。提示された法律で「個人番号が未記載の場合に書類が受理できないと定められている書類一覧」で受理できないと規定している事項の、税法の条文。及び内閣官房のサイトの「マイナンバーの提供を求められる主なケース」の金融機関等で提供する必要があるものとして列挙されている手続きのうち、個人番号未記載の場合に受理されないものがあるかの確認。**

(回答)

先般（平成 29 年 3 月 3 日）お示しした「個人番号が未記載の場合に書類を受理できないと定められている書類の一覧」に係る法律の規定については、別添 1 のとおり（平成 29 年 3 月 8 日提供資料）。

別添 1 で示した個人番号が未記載の場合に書類を受理できないと定められている 10 の手続について、内閣府 HP に掲載されている「マイナンバーの提供を求められる主なケース」のどの箇所に含まれるかについては、別添 2 のとおり。

## 個人番号が未記載の場合に書類を受理できないと定められている書類の一覧

- 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号が未記載の場合には受理することができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

## 1. 特定口座の開設

- ・ 特定口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 5 項）

## 2. 非課税口座の開設等（NISA）

- ・ 非課税適用確認書の交付申請書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 8 項）
- ・ 非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 11 項）

## 3. 未成年者口座の開設等（ジュニアNISA）

- ・ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 14 項）
- ・ 未成年者口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 17 項）

## 4. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）

- ・ 非課税貯蓄申告書（所得税法第 10 条第 7 項）
- ・ 非課税貯蓄限度額変更申告書（所得税法第 10 条第 7 項）

## 5. 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

- ・ 特別非課税貯蓄申告書（租税特別措置法第 4 条第 2 項）
- ・ 特別非課税貯蓄限度額変更申告書（租税特別措置法第 4 条第 2 項）

- 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号を記載の上、提出させた後でなければ、支払をすることができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

- ・ 利子等の告知書（所得税法第 224 条第 3 項）

※無記名公社債等の利子等の支払を受ける場合に提出しなければならないとされている。

## ○ 租税特別措置法（抄）

### 【特定口座の開設に係る告知規定】

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

#### 第三十七条の十一の三 省略

##### 2～3 省略

- 4 特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。）を送信して氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。
- 5 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている特定口座開設届出書及び当該金融商品取引業者等に既に特定口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた特定口座開設届出書（当該特定口座が第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を構成する口座である場合に提出がされた特定口座開設届出書及び同号に規定する課税未成年者口座を構成する口座として特定口座を開設するために提出がされた特定口座開設届出書を除く。）については、これを受理することができない。
- 6 以下省略

## 【非課税口座開設等に係る告知規定】

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

### 第三十七条の十四 省略

#### 2～4 省略

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一～二 省略

三 非課税適用確認書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次項から第十項までの規定の定めるところにより第九項に規定する所轄税務署長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間（以下この条において「勘定設定期間」という。）として次に掲げる期間のいずれかの期間（当該勘定設定期間がイに掲げるものである場合には、当該勘定設定期間及び平成二十五年一月一日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。次項第一号において「基準日」という。）における国内の住所）その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

イ 平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間

ロ 平成三十年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間

#### 四～五 省略

6 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年十月一日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出（次の各号の申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

一 前項第三号イに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合 その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第九項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名、生年月日及び住所。以下この項から第八項までにおいて同じ。）並びにその者の基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書及び当該基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類

二 前項第三号ロに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合 その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した申請書

- 7 前項各号の申請書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。
- 8 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。
- 9～10 省略
- 11 第七項及び第八項の規定は、第五項第一号の非課税口座開設届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。
- 12 以下省略

【未成年者口座開設等に係る告知規定】

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 省略

2～11 省略

12 未成年者非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第十五項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項及び第十四項において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、平成二十八年一月一日から平成三十五年九月三十日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

13 前項の申請書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

14 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

15～16 省略

17 第十三項及び第十四項の規定は、未成年者口座開設届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

18 以下省略

## ○ 所得税法（抄）

### 【マル優に関する規定】

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）

第十条 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十七条の二第一項（遺族の範囲）に規定する遺族基礎年金を受けすることができる妻である者、同法第四十九条第一項（寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けすることができる同項に規定する妻である者その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの（以下この条において「障害者等」という。）が、金融機関その他の預貯金の受入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（前条第一項第一号又は第二号（非課税所得）の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益権のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一～三 省略

2 （省略）

3 第一項の規定は、個人が、最初に同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の預入等をする日までに、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）をその預入等をする金融機関の営業所等を経由し、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）



第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）、障害者等に該当する旨並びに当該金融機関の営業所等の名称及び所在地

二 省略

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券にあつては、額面金額等により計算した現在高）に係る最高限度額

四 省略

4 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その個人は、政令で定めるところにより、その旨並びに変更後の前項第三号に掲げる最高限度額及び同項第四号に掲げる最高限度額の合計額その他必要な事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出するものとする。

5 非課税貯蓄申告書又は前項の申告書を提出する個人は、政令で定めるところにより、その提出をしようとする際、第三項又は前項に規定する金融機関の営業所等の長に、その者の身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類の提示又は当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う署名用電子証明書等（署名用電子証明書その他の電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。）の送信をして氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨を告知し、当該非課税貯蓄申告書又は前項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。

6 省略

7 第一項に規定する個人は、次に掲げる非課税貯蓄申告書又は第四項の申告書に該当する申告書については、これを提出することができないものとし、第三項又は第四項に規定する金融機関の営業所等の長は、当該申告書又は既に非課税貯蓄申告書を受理した個人から重ねて提出された非課税貯蓄申告書（政令で定めるものを除く。）については、これを受理することができない。

一 第三項第三号に掲げる最高限度額（第四項の申告書にあつては、変更後の同号に掲げる最高限度額）が三百万円を超える金額の記載のある非課税貯蓄申告書若しくは第四項の申告書又は当該最高限度額に第三項第四号に掲げる最高限度額の合計額を加算した金額が三百万円を超える金額の記載のある非課税貯蓄申告書若しくは第四項の申告書

二 第五項の規定による確認した旨の証印を受けていない非課税貯蓄申告書又は第四項の申告書

8 以下省略

## ○ 租税特別措置法（抄）

### 【特別マル優に関する規定】

（障害者等の少額公債の利子の非課税）

第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一～二 省略

2 所得税法第十条第二項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第二項及び第八項中「非課税貯蓄申込書」とあるのは「特別非課税貯蓄申込書」と、同条第三項、第七項及び第八項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第四条第一項」と読み替えるものとする。

3 以下省略

## ○ 所得税法（抄）

### 【利子・配当等の支払に係る告知規定】

（利子、配当等の受領者の告知）

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項（利子所得）又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当（同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。）並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2 国内において無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるとこ

ろにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

3 前項の支払の取扱者は、同項の告知書を提出させた後でなければ、同項の支払をすることができない。

4 省略

## ○ 所得税法施行令（抄）

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）

第三百三十九条 国内において無記名の公社債、法第二百二十四条第二項（利子、配当等の受領者の告知）の無記名株式等又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券（以下この条において「無記名公社債等」という。）に係る利子、法第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、その無記名公社債等の利子等についてその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は既に個人番号を告知している者として財務省令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。

2 以下省略

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	給与、退職金などを受け取る方 厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 国民年金の第二号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う方)	不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 ①②③④⑤⑥</li> <li>(※平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。)</li> <li>(※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。)</li> <li>・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ⑥⑦⑧⑨</li> <li>・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方</li> <li>・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方</li> <li>・先物取引(FX取引等)をされている方</li> <li>・信託会社に信託されている方</li> <li>・1回200万円超の金の地金を売却される方</li> <li>・非上場株の配当を受け取る株主 など</li> </ul>
勤務先: 日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

## 個人番号が未記載の場合に書類を受理できないと定められている書類の一覧

- 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号が未記載の場合には受理することができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

## 1. 特定口座の開設

- ①・特定口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 5 項）

## 2. 非課税口座の開設等（NISA）

- ②・非課税適用確認書の交付申請書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 8 項）  
③・非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 11 項）

## 3. 未成年者口座の開設等（ジュニアNISA）

- ④・未成年者非課税適用確認書の交付申請書（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 14 項）  
⑤・未成年者口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 17 項）

## 4. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）

- ⑥・非課税貯蓄申告書（所得税法第 10 条第 7 項）  
⑦・非課税貯蓄限度額変更申告書（所得税法第 10 条第 7 項）

## 5. 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

- ⑧・特別非課税貯蓄申告書（租税特別措置法第 4 条第 2 項）  
⑨・特別非課税貯蓄限度額変更申告書（租税特別措置法第 4 条第 2 項）

- 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号を記載の上、提出させた後でなければ、支払をすることができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

- ⑩・利子等の告知書（所得税法第 224 条第 3 項）

※無記名公社債等の利子等の支払を受ける場合に提出しなければならないとされている。